

事業系ごみ 適正処理ガイドブック

もくじ

1	はじめに	...	1
2	事業者の責務	...	2
3	廃棄物とは	...	4
4	事業系ごみの処理方法	...	7
	1 事業系一般廃棄物	...	7
	2 産業廃棄物	...	9
5	減量化・資源化への取り組み	...	12
	問い合わせ先一覧	...	15

1

はじめに

わたしたちはこれまで、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、社会発展をしてきましたが、一方で公害や地球温暖化など地球規模での環境問題を引き起こす原因となっております。

このような状況に対応するため、国では平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、環境負荷を低減するための施策を推進しており、排出者の果たす役割も大きくなっています。

そうした中、愛川町では、「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」を目指し、豊かな自然環境を守り育てるまちづくりに取り組んでおり、今後も引き続き町民・事業者・行政がそれぞれの役割や責務を認識し、協働で「循環型社会構築」の取り組みを推進し、自然と調和した快適なまちづくりを目指します。

町内の各事業者様におかれましても、本書をご活用いただき、ごみの適正処理はもとより、減量化・資源化にご協力くださいますようお願いいたします。



愛川町田代の美しい河川敷
夏は観光客でにぎわう

2

事業者の責務

廃棄物処理法では、事業者の責務を次のように定めています。

1 自らの責任で処理

事業活動に伴って生じた廃棄物は、処理業者へ委託するなどし、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

2 3Rの推進

事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行なうことで、減量に努めなければなりません。

3 国や町への協力

廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

自らの企業から排出される廃棄物の発生量や処理方法などを把握し、減量化・資源化・排出抑制にご協力ください。

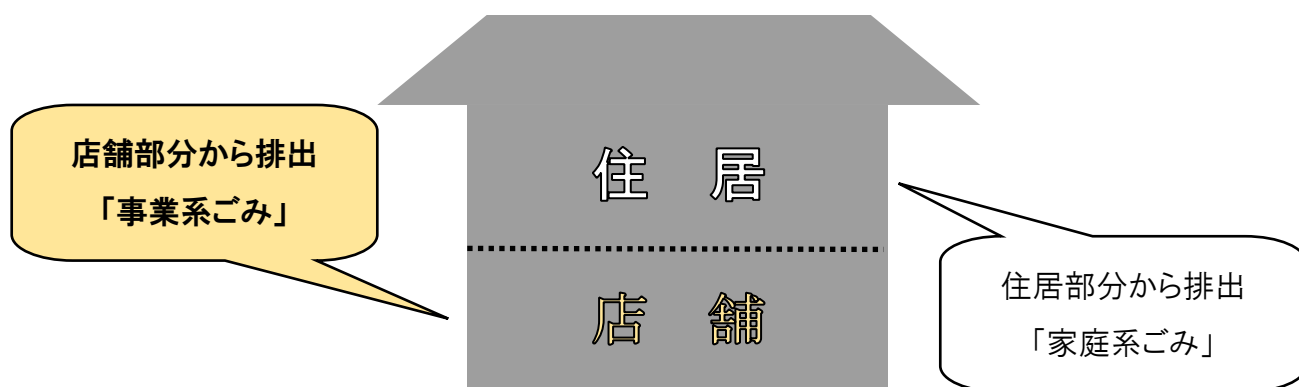
営利目的とする活動だけでなく、NPO法人や公共サービスなどの事業活動すべてが事業系ごみに該当します。



事業系ごみはごみ収集所に出せません

ごみ収集所は家庭から排出されるごみ(家庭系ごみ)を収集するための場所ですので、会社や店舗など事業に伴って排出されるごみ(事業系ごみ)を出すことができません。出されていた場合、不法投棄にあたり、罰則の対象となる場合があります。

店舗兼住宅の場合でも分別をし、事業活動によって生じたごみは、事業系ごみとして処理を行なってください。



廃棄物処理法における主な禁止事項

○焼却行為(野焼き)

廃棄物を焼却することは原則禁止されています。穴を掘っての焼却やドラム缶での焼却も認められていません。



○不法投棄

廃棄物をみだりに捨てる行為は禁止されています。



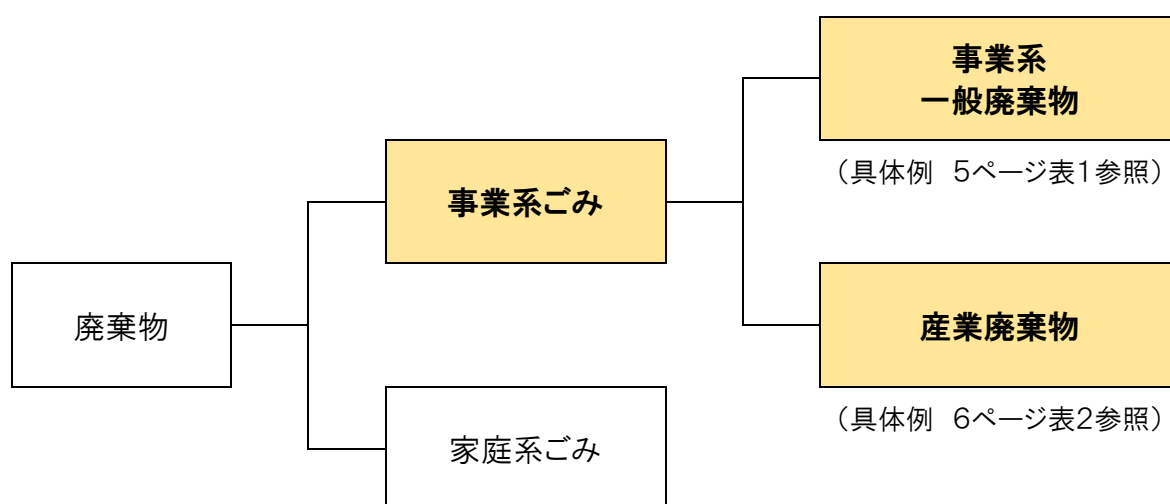
上記行為は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)又は併科となります。

3

廃棄物とは

廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義されています。

これら廃棄物は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分類され、さらに「事業系ごみ」は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。



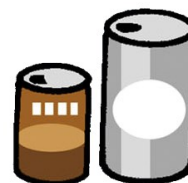
事業系ごみもリサイクル！



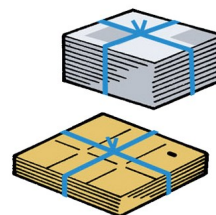
剪定枝等



ビン



カン



段ボール・紙類

事業系ごみの中にはリサイクルできるものも多数あります。
処理するには、資源化についてご検討ください。

事業系ごみの具体例

表1. 事業系一般廃棄物の例

品目	事業活動によって生じるものの例
紙類	コピー用紙、はがき、封筒(ビニール窓は除く)、包装紙、新聞、ダンボール、本など
生ごみ	飲食店や社内食堂の食べ残し、小売店の売れ残り食品など
木くず	飲食店の割り箸、竹串、小売店の木製品など
繊維くず	タオル、布、衣類など
剪定枝	植栽等の剪定枝、刈り草など

産業廃棄物に該当しないものは事業系一般廃棄物となります。
分別を徹底し、適正排出を心がけてください。

判別しにくいものの例

産業廃棄物と事業系一般廃棄物、どちらに該当するのか分かりにくいものの一例

「木くず」

○会社内の植栽等を剪定した枝や刈り草など

… 事業系一般廃棄物

○工事などに伴い伐採された樹木や枝など

… 産業廃棄物

「廃プラスチック」

○弁当容器やペットボトルなど

… 産業廃棄物

※事業所から排出されるプラスチック類は
全て産業廃棄物となります。

「動植物性残さ(生ごみ)」

○食品加工などによって生じた切れ端やあらなど

… 産業廃棄物

○小売店などの売れ残り食品など

… 事業系一般廃棄物

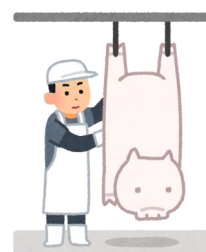


表2. 産業廃棄物の例

		品目	事業活動によって生じるものの例
全ての業種が該当	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他焼却残さなど
	2	汚泥	洗車場汚泥、建設汚泥、メッキ汚泥など
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤など
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類などの全ての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などの全てのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維、廃タイヤ、ペットボトル、容器プラスチックなど
	7	ゴムくず	生ゴムくず、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、コンクリートくず(建設業以外のもの)、レンガくず、廃石膏ボード、セメント製品くず、モルタルくず、食器類、空き瓶など
	10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片など(建設業に伴い発生したもの)
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等において集じん施設によって集められたもの
特定の業種が該当	13	紙くず	壁紙、紙製品加工時に裁断された紙くずなど (建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、印刷物製造業)
	14	木くず	伐採樹木、木材片、おがくずなど (建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業) ただし、木製パレットや梱包用木材は業種に限らず産業廃棄物となる
	15	繊維くず	木綿くず、羊毛などの天然繊維くずなど (建設業、繊維工業)
	16	動植物性残さ	醸造かす、魚及び獣のあらなどの食品加工によって生じた不要物など (食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業)
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿(畜舎の排水を含む)
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
20		政令13号廃棄物	1から19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの

4

事業系ごみの処理方法

1 事業系一般廃棄物

処理方法

- (1) 愛川町美化プラント(清掃施設)へ自ら直接持ち込む
- (2) 一般廃棄物処理業者へ委託する

(1) 愛川町美化プラント(清掃施設)へ自ら直接持ち込む方法

町内の事業者であれば直接持ち込むことが可能です。

受入れの基準等については美化プラントへご確認ください。

施設案内

○愛川町美化プラント

住所 愛川町三増1656-2

電話 046-281-2258 または
046-281-2811

[搬入時間]

月曜日から土曜日(土曜日の午後、日曜日、年末年始を除く)

午前9時00分 から 午前11時30分、午後1時00分 から 午後4時30分

[手数料]

1kgあたり25円



【事業系一般廃棄物を運搬する際の規定】

- 廃棄物が飛散・流出しないこと
- 悪臭や騒音の発生など生活環境へ支障がないようにすること

※運搬時には荷台からこぼれ落ちたり、臭いが流れ出ないようにしましょう。



愛川町観光キャラクター

あいちゃん

(2) 一般廃棄物処理業者へ委託する方法

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合、町の許可を受けている業者であれば契約をすることが可能です。

収集運搬の許可業者については次のとおりです。

(名称は五十音順)

	会社名	住所(本社)	電話番号
1	愛川町資源リサイクル協同組合	愛川町中津3676	046-284-6667
2	(株)アオイ	厚木市水引1-4-6	046-224-8661
3	(株)アクト・エア	愛川町角田3667	046-280-1112
4	(株)いづみの	愛川町中津6907-7	046-286-2108
5	(有)賀頌	海老名市本郷1570-1	046-238-3665
6	(株)共栄商社	藤沢市打戻2073	0466-48-1888
7	(株)クリーンサービス	平塚市大神8-19-35	0463-54-4965
8	(株)県央資源センター	綾瀬市早川3085	0467-77-1020
9	相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本1-18-15	042-773-3508
10	(株)三凌商事	町田市木曽東1-34-6	042-726-2647
11	太誠産業(株)	東京都豊島区南池袋3-14-11	03-3989-0044
12	中央カンセー(株)	厚木市恩名1-11-31	046-221-1102
13	ティーエスエンバイロ(株)	厚木市鳶尾5-4-15	046-281-8605
14	都市環境サービス(株)	相模原市南区鶴野森2-25-12	042-744-0551
15	(有)長澤商事	厚木市金田996	046-294-3196

(令和5年4月1日現在)

【まとめて契約することで効率的に】

商店街や同じ建物内のテナント事業者などの共同体や事業組合単位でまとめて契約をすることで、個々に契約するよりも効率的になります。

契約更新時など見直しの際の参考にしてください。



2 産業廃棄物

処理方法

- (1) 産業廃棄物処理業者をさがす
- (2) 産業廃棄物処理業者へ処理を委託する
- (3) 注意事項

(1) 産業廃棄物処理業者をさがす

- 産業廃棄物の収集運搬や処分を委託する場合、都道府県もしくは政令市の許可を受けている業者であれば契約をすることが可能です。
また、許可を受けている産業廃棄物の品目によって、処理できる範囲が限られています。取扱い品目について必ずご確認ください。

品目と具体例については6ページ
を参考にしてください



産業廃棄物処理業者 確認方法の例

○自ら業者を探す場合

神奈川県ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿」

または、都道府県及び政令市ホームページ

○紹介してもらう場合

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会

電話 045-681-2989

(2) 産業廃棄物処理業者へ処理を委託する

○委託するには必ず書面で契約

産業廃棄物の処理を委託するときは収集運搬、処分のいずれか、もしくはその両方を委託する際は書面による契約が必要です。記載する内容についても、法令により必要事項が定められておりますので、神奈川県ホームページなどをご確認ください。

○産業廃棄物管理交付票(マニフェスト)の交付

産業廃棄物の処理を委託する場合、マニフェストの交付が義務づけられています。マニフェストはごみの排出量に関わらず、収集のたびに発生します。

なお、マニフェストは、紙媒体の紙マニフェストと電子形式の電子マニフェストの2種類があります。電子マニフェストにはシステムにより、法令で定める必須事項の入力漏れを防止でき、また、法令に基づく都道府県等への産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要になるメリットがあります。



産業廃棄物の処理契約等について

○産業廃棄物の処分を委託する際の契約書の書式例

神奈川県ホームページ「産業廃棄物処理委託契約書例」

○電子マニフェストの詳細について

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

電話 0800-800-9023

○産業廃棄物の処理全般に係る詳細について

神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境調整課

電話 046-224-1111(代表)

(3) 注意事項

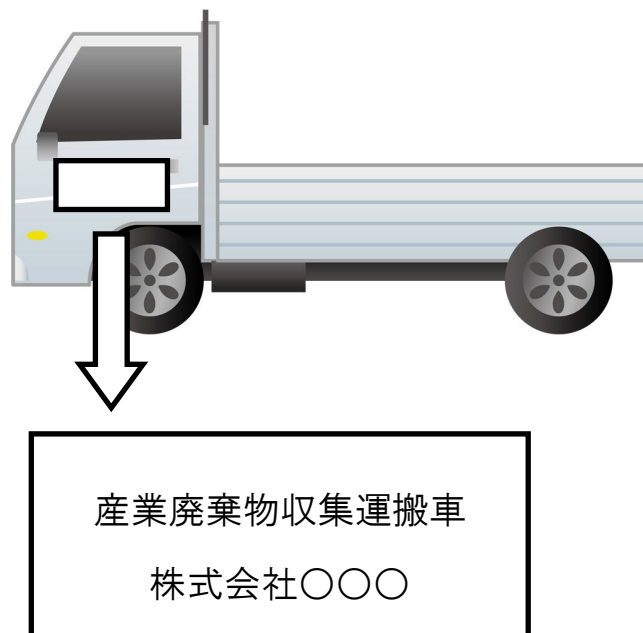
○文書等の保管

産業廃棄物の処理を委託する際に交わした契約書や産業廃棄物管理交付票(マニフェスト)は、法令により5年の保存期間が定められています。

○産業廃棄物を自ら運搬する際の遵守事項

産業廃棄物を自ら処理業者などへ持ち込む際には次のことを守りましょう。

- 1 廃棄物が飛散・流出しないこと
- 2 悪臭や騒音の発生など生活環境へ支障がないようにすること
※運搬時には荷台からこぼれ落ちたり、臭いが流れ出ないようにしましょう。
- 3 運搬する車両に必要事項を記載した表示を行なうこと
 - ・産業廃棄物を運搬していることが分かる表示
(文字の大きさ約5cm以上)
 - ・事業所名が分かる表示
(文字の大きさ約3cm以上)
- 4 運搬車両に必要事項を記載した、書類を備えること
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する廃棄物の種類及び量
 - ・産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先



5

減量化・資源化への取り組み

1 廃棄物の減量化・資源化を行なうことのメリット

コストの削減

ごみの減量化をすることで、ごみ処理にかかる費用を削減するだけでなく、売れ残りなどが発生しないよう、仕入れ量の見直し等を行なうことで、トータル的にコストの削減を図ることができます。

企業のイメージアップ

近年、環境問題への社会的関心が高まっていることから、企業におけるごみの減量化・資源化への取り組みは、企業等のイメージアップに繋がります。

2 3Rに取り組もう！

Reduce(リデュース) … 発生抑制:ごみとなるものを減らしましょう

Reuse(リユース) … 再利用 :繰り返し使いましょう

Recycle(リサイクル) … 再生利用:捨てずに資源化しましょう

3 3Rの基本「分別」を徹底しよう！

ごみ箱に分別表の掲示などを行ない、適正にごみを出せる環境づくりをすることで、ごみの減量化・資源化が推進されます。また、排出される廃棄物の種類や量を把握することが容易になるので、管理がしやすくなります。



4 【紙類】の減量化・資源化のポイント

紙類は事業所や企業などからもっともしやすい廃棄物ですが、ごみを出さない工夫や資源化に取り組みやすい品目です。

○取り組みの例

- 1 パソコンなどを活用し、ペーパーレス化を推進する
- 2 印刷などは両面印刷や裏紙を使用する
- 3 社内連絡などは、掲示板や回覧を利用し、資料の作成部数を減らす



○紙のリサイクル

紙類は古紙問屋などでリサイクルすることができますので、町内の業者にご相談ください。なお、リサイクルの妨げとなるような禁忌品(再生できない紙)についても業者によって取扱いが異なることがありますので、併せてご確認ください。

一般的な禁忌品(再生できない紙)

防水加工紙(紙皿、紙コップなど)、カーボン紙(複写伝票など)、感熱性発泡紙(点字加工された紙)、感熱紙(レシートなど)、圧着はがき(親展はがきなど)、金紙・銀紙、写真、インクジェットプリント紙、複合紙(プラスチック素材などが混ざっている紙)・・・など

町内の古紙問屋

○株式会社 中田 厚木営業所(中津1008-1)

電話 046-285-1855

○株式会社 宮崎 厚木北営業所(角田357-1)

電話 046-284-5515

5 【生ごみ】の減量化・資源化のポイント

生ごみは現在、「食品ロス」として国内外で削減の必要性が訴えられています。生ごみの発生抑制や資源化に取り組み、削減に努めましょう。



○取り組みの例

1 売れ残りを出さない

生産量や仕入れ量を見直しましょう。コストダウンにも繋がります。

2 食べ残しを出さない

料理の小盛りができるようにするなど、食べ残しが出ない工夫をしましょう。

○生ごみのリサイクル

生ごみはバイオエネルギー生成の原料や飼料、肥料などにリサイクルが可能です。「食品ロス」削減のため、廃棄する際にはリサイクルをご検討ください。8ページの業者の中には食品廃棄物の資源化に取り組む業者もいます。詳しくはお問い合わせください。



食品ロス削減にご協力ください！

食品廃棄物の資源化業者を探す

○農林水産省ホームページ

「登録再生利用事業者」

○食品廃棄物を取り扱う一般廃棄物処理業者について

環境課廃棄物対策班 電話 046-285-2111(代表)

問い合わせ先一覧

- 事業系一般廃棄物について
環境課廃棄物対策班
電話 046-285-2111(代表)
- 事業系一般廃棄物の搬入について
美化プラント(愛川町三増1656-2)
電話 046-281-2258 または 046-281-2811
- 産業廃棄物について
神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境調整課
電話 046-224-1111(代表)
- 産業廃棄物処理業者の紹介について
公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会
電話 045-681-2989

食品ロス削減の啓発ポスターを配布しています

町では、食品ロスの削減への取り組みの一環として、啓発ポスターを作成し、町内の事業者に配布をしています。食堂や店頭などで、掲示を希望される場合には環境課にご相談ください。

- 環境課廃棄物対策班
電話 046-285-2111(代表)

